

2026年3月

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

タップカードは、2026年3月31日をもって車内精算の取扱いを終了いたします。
長らくご利用頂きましたこと深く感謝申し上げます。

つきましては、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しをさせていただきますので、未使用残高のあるタップカードをお持ちのお客様は、下記期間内に払戻しのお申出をいただきますようお願い申し上げます。

払戻しの対象となるタップカードの種類

2万円券／1万円券／5千円券／3千円券／千円券／7百円券



※払戻しが出来ないタップカード

- ①タクシーカードシステム(株)以外が発行したタップカード
- ②残高がゼロのタップカード
- ③磁気不良・破損等により残高を確認することが出来ないタップカード
- ④偽造・変造されているタップカード
- ⑤盗難されたタップカード

払戻しの申出期間 2026年4月1日(水)～2026年5月31日(日)

※当該期間内に申出のなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続から除斥されますので、必ず上記期間内での手続きをお願い致します。

申出の方法

1. 『タップカード換金依頼書（以下換金依頼書）』と弊社宛の封筒を、弊社事務所、加盟タクシー会社、加盟タクシーの車内にご用意いたしますので、必要事項を記入してください。

2. ご提出方法

弊社宛の封筒に換金依頼書とタップカードを同封し、下記問い合わせ先（タクシーカードシステム（株））までご郵送ください。

3. 払戻し

払戻しの対応時期 2026年6月1日（月）以降となります。

※お申出の内容とご利用データの確認ができ次第、2026年6月1日（月）以降に払戻し対応いたします。

ご注意事項

1. 払戻しは『口座振込』となります。振込料はお客様負担となります。
2. タクシー車内、タクシー営業所での換金は出来ません。
3. カード残高及び振込日の通知は致しかねます。
4. 破損・磁気不良など残高を読み取ることが出来ない場合は、払戻し出来ません。
5. 送付頂いたタップカードは返却致しません。
6. 郵送事故に関して、弊社は責任を負えません。
7. お客様にて換金依頼書の控えを取り、大切に保管して下さい。
8. ご記入内容に不備が有る場合、振込手続きが遅れる場合があります。
9. お預かりした個人情報、払戻しに付随する業務の目的以外には利用致しません。

払戻しに関するお問い合わせ先

〒983-0862 仙台市宮城野区二十人町301-22

タクシーカードシステム株式会社 事務局

TEL：022-257-6270（平日9時～17時）

FAX：022-257-6269

詳細は、弊社ホームページ(<https://tapp-sendai.com/>)にも掲載いたします。